

4 憲法調査会審議経過

委員一覧（45名）

会長	関谷 勝嗣	(自民)	北川 イッセイ	(自民)	内藤 正光	(民主)
幹事	荒井 正吾	(自民)	国井 正幸	(自民)	広田 一	(民主)
幹事	岡田 直樹	(自民)	佐藤 泰三	(自民)	福山 哲郎	(民主)
幹事	武見 敬三	(自民)	櫻井 新	(自民)	藤末 健三	(民主)
幹事	藤野 公孝	(自民)	中川 義雄	(自民)	藤本 祐司	(民主)
幹事	若林 正俊	(自民)	中曾根 弘文	(自民)	前川 清成	(民主)
幹事	高嶋 良充	(民主)	福島 啓史郎	(自民)	松岡 徹	(民主)
幹事	ツルネン マルテイ	(民主)	舛添 要一	(自民)	水岡 俊一	(民主)
幹事	築瀬 進	(民主)	森元 恒雄	(自民)	魚住 裕一郎	(公明)
幹事	山口 那津男	(公明)	山本 順三	(自民)	白浜 一良	(公明)
	秋元 司	(自民)	浅尾 慶一郎	(民主)	福本 潤一	(公明)
	浅野 勝人	(自民)	犬塚 直史	(民主)	仁比 聡平	(共産)
	魚住 汎英	(自民)	喜納 昌吉	(民主)	吉川 春子	(共産)
	柏村 武昭	(自民)	佐藤 道夫	(民主)	近藤 正道	(社民)
	河合 常則	(自民)	鈴木 寛	(民主)	田村 秀昭	(国日)

(18. 2. 22 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

憲法調査会は、平成12年1月20日に設置されて以来、日本国憲法について広範かつ総合的な調査を行い、平成17年4月20日には、5年3か月の調査の結果を「日本国憲法に関する調査報告書」としてまとめ、議長に提出した。本報告書では、憲法調査会において憲法改正手続の議論を続けるべきとする意見が、自民、民主、公明の3党がおおむね一致した意見であり、すう勢であるとしている。

そこで、今国会では、前国会に引き続き、憲法改正手続において最も重要である国民投票制度について主に調査を行った。平成18年2月22日に、スイス連邦及びフランス共和国における憲法事情並びに欧州連合における欧州憲法条約への対応等について、海外派遣議員から報告を聴いた後、委員相互間の意見交換を行った。4月19日には、憲法改正等国民投票制度の主要論点について各会派が意見陳述を行った。これを踏まえ、同月26日に、委員相互間の意見交換を行った。

〔調査の概要〕

(スイス及びフランスにおける憲法事情等)

1. 海外派遣議員からの報告聴取及び委員相互間の意見交換

スイスでは、①国民投票制度のメリットは、国民が法律に合意したという点で納得が得られやすく、民意の裏付けがあるという点で正当性が高いことである、②個人又は団体が行う運動には国民投票運動であるという理由での特別の規制はないが、テレ

び、ラジオを通じた広告は禁止されている、③国民投票の議題を国民に知らせるための小冊子が配布され、議案や政府の見解だけでなく、政府見解に反対する意見や政治的に中立な立場から記述した解説も掲載される、フランスでは、①有権者に対して欧州憲法条約条文を掲載したリーフレットと政府の立場を説明した説明書を送付するとともに、政党に運動助成金を支出した、②同条約が国民投票で否決された背景として、政府への不信、市民の理解不足などが指摘された等の報告がなされた。

これを踏まえて、国民投票制度をつくる必要性について、委員から、憲法の戦争放棄規定を廃止する目的で国民投票法が提案されようとしており懸念を持っている、一般法を定める方法がいいのか、その都度ルールを定める方式がいいのかが問題である等の意見が出された。重要国政問題を国民投票の対象に含めることに関しては、対象に含めないとする立場から、スイスとフランスの国民投票は条約締結や法律制定等にブレーキを掛けている、我が国は代議制を基本としており、重要な事項についての民意を衆議院総選挙で問うことを慣行とすることを検討すべきであるとの意見が出された一方、対象に含めるとする立場から、コンスティテューションは憲法典のみでなく、憲法典と憲法附属法は少なくとも国民投票の対象にすべきである、代表制と国民投票の関係を吟味した上で重要問題についても国民投票をするのが時代の要請であるなどの意見が出された。

(憲法改正等国民投票制度の主要論点)

2. 各党派からの意見陳述

国民投票法制の対象に関して、一般的国民投票は立法権に影響を与え何らかの形で国会を縛ることになるので憲法改正国民投票に限定すべきであるとの意見が出された一方、民主主義発動の一つの表れが重要な国政問題に対する国民の権利行使であり一般国民投票制をつくるべきであるとの意見が出された。

また、投票権者に関して、国民投票と国政選挙で投票権者の年齢等が異なれば名簿調製や在外投票等の実務的困難が生じるので原則として一致させるべきであるとの意見が出されたのに対し、国政選挙の資格要件である20歳と横並びで考える必要は全くない、国民が最大限参加できるよう投票権者はできるだけ範囲を拡大すべきである、等の意見が出された。

さらに、投票運動のあり方及びその規制に関して、投票の公正確保のため公務員や教育者がその地位を利用して行う運動は禁止すべきであるとの意見が出された一方、公務員や教育者の地位利用による投票運動は国家公務員法等の政治活動の制限規定で足り新たな制約を設けるべきではない、憲法に対する国民参加を促すため候補者や政党を選ぶ選挙とは別の視点からの運動規制を検討すべきである、憲法改正反対の少数派に対し公平な運動を保障する観点から公費助成のあり方も重要である、等の意見が出された。

以上の他、マスメディア規制に関して、報道機関に対する規制は憲法21条の表現の自由との関連からも原則自由とすべきである、国民投票期日直前のテレビ等のスポッ

トコマーシャルは禁止すべきである、小さな団体や少数政党がメディア活用から排除されたり差別的取扱いをされないよう配慮すべきである、等の意見が出された。

3. 委員相互間の意見交換

憲法改正の限界に関して、限界がないとする立場から、現行憲法も明治憲法の改正で制定されており、同一性を損なう改正も可能であるとの意見が出された一方で、限界があるとする立場からは、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義などは改正できない、自民党新憲法草案は改正の限界を超えており、96条では制定できない等の意見が出された。

また、国民投票制度をつくる必要性については、必要とする立場から、憲法を国民で作り上げるという世論が高まっており、国民投票法を直ちに作るべきである、憲法に国民投票が規定されているのに国民投票法がないのは、立法府が責任を全うしていないとの意見が出された一方で、不要とする立場から、国民投票法が制定されておらず怠慢あるいは立法不作為であるという状況ではない、自民党新憲法草案が提示されている状況下で、中立公正な国民投票法を制定できるのか等の意見が出された。

さらに、重要国政問題を国民投票の対象に含めることに関しては、憲法は国会を国の唯一の立法機関としており一般的国民投票の導入自体が憲法改正を必要とする、一般的国民投票にはムードに流されたりという危険性が常に付きまとうので、慎重になるべきであるとの意見が出された一方、憲法改正国民投票とは別に、重要国政問題に関して国会がその旨を議決した場合は、国民投票に付することができる法制をつくるべきであるなどの意見が出された。

投票権者の年齢については、独立して自らの意思で考えられるという意味で20歳以上が目安になる、国民投票は国の形を決めるので原則18歳以上とし、場合によっては年齢を引き下げるべきであるなどの意見が出された。

メディア規制については、報道機関による自主規制を明記する必要がある、メディア規制を必要最小限にすると同時に、国の予算あるいはメディアの協力によって国民に周知を図るべきであるなどの意見が出された。

(2) 調査会経過

○平成18年2月22日（水）（第1回）

○幹事の補欠選任を行った。

○スイス連邦及びフランス共和国における憲法事情並びに欧州連合における欧州憲法条約への対応等について海外派遣議員から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

○平成18年4月19日（水）（第2回）

○「憲法改正等国民投票制度の主要論点」について意見の交換を行った。

○平成18年4月26日（水）（第3回）

○「憲法改正等国民投票制度の主要論点」について意見の交換を行った。